

食肉卸売市場における集分荷機能の強化について
(平成29年度食肉卸売市場機能強化事業)

平成30年3月

公益社団法人 日本食肉市場卸売協会

はじめに

食肉卸売市場は、肉畜の集・分荷、食肉の価格形成、情報伝達の間として、我が国の肉用牛・養豚経営の発展と食肉流通の安定に極めて重要な役割を果たしてきています。

また、少子・高齢化や一人世帯の増加などに起因する消費者の食品に対するニーズの変化、食品の購入活動の変化に対応して、卸売業者をはじめとする食肉市場関係者は、川上の生産者と川下の小売業者・消費者間の情報の橋渡し役となることが求められています。

こうした中で、食肉卸売市場に求められる情報の提供機能、価格形成機能、肉畜の集荷活動などの強化を図り、食肉卸売市場の活性化と機能の向上に努めていく必要があります。

本協会は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の指導の下、食肉卸売市場機能強化事業の一環として、情報提供サービス向上検討委員会を開催し、食肉卸売市場の活性化と機能の向上を図るための課題と対応策を検討してきております。

今年度は、協会のホームページ上で提供している情報について、表示画面などの見直し、スマートフォンやタブレット利用者の利便性の向上に関する検討を行いました。

これに加え、食肉卸売市場にとって重要な課題となっている①HACCP手法を活用した衛生管理の導入、②卸売市場法の見直しへの対応、③軽減税率制度施行に伴う対応、④放射性物質の検査をめぐる状況などの事項について、情報の提供機能及び価格形成機能の強化関連として、分析・検討を行いました。

本報告は、その検討結果を取りまとめたものであり、情報提供サービス向上検討委員会による検討が食肉卸売市場の諸機能の強化につながり、関係者による適時・適切な情報の提供を通じて、消費者の食肉に関する信頼の維持・強化につながることを期待するものであります。

公益社団法人 日本食肉市場卸売協会
会 長 杉 本 正

平成29年度情報提供サービス向上検討委員会

1. 開催の趣旨

産地の大型化、小売・外食産業の形態の変化などに伴い、食肉取引において、産地と実需者との直接取引による市場外流通が増大してきている。

一方、食肉卸売市場は、その取引価格が食肉取引の建値として利用されることから、公正かつ透明性の高い価格形成機能の強化が求められている。

このため、食肉卸売市場の運営に関連する諸制度の動向や食肉流通をめぐる状況を把握し、食肉卸売市場に求められる価格形成機能とともに、集分荷機能の強化を図るための方策等について検討する。

2. 検討委員会の検討事項

- (1) 食肉卸売市場の運営に関連する諸制度の動向を踏まえた食肉市場としての対応の方向を検討する。
- (2) 食肉卸売市場の価格形成機能、集分荷機能等の強化を図るための方策を検討する。
- (3) 上記(1)及び(2)の検討結果を報告書として取りまとめ、食肉卸売市場等に提示する。

3. 検討委員会の対象食肉

国産牛肉及び豚肉とする。

4. 検討委員会の開催時期

第1回 平成29年 9月27日

第2回 平成29年12月 1日

第3回 平成30年 2月28日

5. 検討委員会委員

検討委員会の委員は、本協会会員に所属する役職員及び食肉流通に関する有識経験者の内から、会長が委嘱した者とする。

6. 情報提供サービス向上委員会における検討・協議事項

- (1) 協会ホームページで提供する情報について
- (2) 食肉卸売市場における軽減税率導入への対応について
- (3) 卸売市場法の見直しについて
- (4) HACCP手法による衛生管理の制度化について
- (5) 放射性物質の検査対応について
- (6) 豚肉の脂肪交雑判定について

7. 検討・協議の概要

議題1 協会ホームページで提供する情報について

(公社)日本食肉市場卸売協会は、M-NETシステムを利用して、会員市場から提供された取引情報を取りまとめ、ホームページ(H・P)上で公表してきている。

当委員会において、これまでに指摘を受けている以下の3項目について、その改善事項を検討・協議することとした。

- (1) H・Pのトップ画面である「食肉市況速報」において、①「牛」と「豚」の検索欄が画面上に混在している、②どの検索欄にアクセスするといかなる情報が入手できるか定かでない。
- (2) 「牛加重平均グラフ」などを検索した場合、画面上に入手できる情報が見難く、また、利便性に欠けている。
- (3) 多数の者が利用している「スマートフォン」や「タブレット」からのアクセスを考慮した利便性の向上が必要である。

<検討・協議の概要>

- トップページの検索画面については、検索の窓口数を減少させる、「牛」と「豚」の混在を解消するなどにより、トップ画面を違和感のないよう修正することとし、第2回委員会において、修正画面の構成を決定するとともに、「選択ボックス」についてもその構成を変更することとした。
- 加重平均グラフについては、目盛りの幅を広くする工夫、グラフ上における実数値の表示の是非、検索対象に応じた縦軸の「目盛り」の変化などの意見が提出され、第2回委員会でこれら意見を踏まえて作成した検索画面の修正(案)について、検討・協議した。
- 「スマートフォン」などからのアクセスに関しては、H・Pの窓口の配置や検索画面を修正すれば、「スマートフォン」及び「タブレット」に関しても変更・修正が必要になる。今回は、PC版とスマホ版を分けてシステム構築を行わず、PC版とスマホ版を分けずにシステム構築する「レスポンス Web デザイン」で対応する予定である。その場合、スマートフォンやタブレットからのアクセスに関して、グラフを見やすくするだけの対応にとどまり、来年度に検討・協議をする必要があるとの意見が出された。
- 以上のような意見を踏まえ、第3回検討委員会において、トップページの画像の使用や、食肉市況速報のボタンの変更、加重平均グラフの表示の改善等の改修について、事務局案を提示し、再度協議した結果、より適当な画像の再検討、利用者向けPRパンフの作成、会員市場等からのリンク促進のためのバナーの作成配布等について、検討し対応することです承を得た。

議題2 食肉卸売市場における軽減税率導入への対応について

平成31年10月から、消費税率の引上げと軽減税率制度の導入が予定されている。

食肉卸売市場の場合、①通常税率と軽減税率の混在、②取扱品目による税率の的確な仕分け、③市場が発効する関連帳票の様式、④電算処理システムの変更などへの対応が必要になると思われ、これら事項について、検討・協議することとした。

<検討・協議の概要>

- 食肉市場で取り扱う商品は、枝肉、内臓、原皮、サービス料などがあり、これらの適用税率については、混乱が生じないように、「簡潔に仕分け」する必要がある。
- トリミング品やレンタル業者向け販売物の税率上の仕分けをどうするのが課題である。
- 原皮は豚の「ミミガー」向けを除き、食用に供されることはない。
- 出荷者に交付する「仕切書」に税率の区分表示をする必要が生じてくる。
これについては、生産者の確定申告書類に記載する事項との関連が出てくるが、市場が交付する「仕切書」も単純な様式が望ましい。
- 軽減税率制度導入に伴い、電算システムの変更が必要になる。修正が複雑になればなるほど、多額な経費が必要になる。
- これらを踏まえ、第2回委員会では、事務局が用意した「仕切書」の様式（案）を下に議論を行った結果、税務当局との意見交換を行い、食肉市場の課題の把握、対応方向の検討を進めていくこととなった。
- 第3回委員会では、平成30年2月21日に開催された幹部職員業務研修会において財務省はじめ関係当局から提示された資料をもとに協議を行い、税率の計算における端数処理のシステム上の対応や出荷者への提示金額の扱い等について議論が行われ、今後、各会員市場でさらに検討を深めることとし、出てきた疑問点等については、再度関係当局に確認を求めていくこととなった。

議題3 卸売市場法の見直しについて

卸売市場法については、平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成29年末までに具体的結論を得る」とされた。

農林水産省において、卸売市場法の見直しが進められており、これへの対応について検討・協議することとした。

<検討・協議の概要>

(1) 第1回委員会においては、次の観点からの検討・協議が行われた。

- 合理的理由のなくなっている規制とあるが、①荷受業者の第三者販売、②仲卸業者の直荷引き、③商物の一致、④受託拒否の禁止などの中央卸売市場に課せられた規制が検討されている。
- 食肉市場では、生体を枝肉にすること、受託拒否は許されていないことなどの特徴を有しており、これらを踏まえて規制を見直すべきである。
- 「生産者が有利となる流通構造の改革」が見直しのベースとなっているようだが、食肉市場が担っている①価格形成機能、②代金決済機能、③情報伝達機能などに支障が生じないように、対応してもらう必要がある。

(2) 第2回委員会においては、11月24日に内閣府に設けられた「規制改革推進会議農業WG」から、「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言について」と題する報告書が公表されたことから、この提言に関連する事項も含めて検討・協議を行った。

- 中央卸売市場の開設者の要件の見直しにより、株式会社でも卸売市場の開設者としての認定を受けられることになる。大企業の市場支配が進み、市場独占につながる恐れがあるとともに、公平・公正な価格形成に支障が生じかねない。
- 法律の規定がどのように定められ、どのように運用されていくのかが定かでないが、食肉市場の機能が損なわれることのないよう、今後の動向を注視していく必要がある。
- 今後、協会内部で十分に議論を詰め、農林水産省などに対して、意見や要望を発信していく必要があることを委員会として確認した。

(3) 第3回委員会においては、農林水産省から示された法改正の骨子及び概要を基に検討・協議を行い、以下の点等を確認した。

- 当初懸念していた卸売市場の役割と機能については、改正法の中で明確に位置付けられる。また、施設整備に対する支援措置も盛り込まれる。
- 新たな法に基づき、中央市場及び地方市場認定のための申請を行うことが必要になる。
- 今後基本方針が示されるので、それに基づき、開設者市場関係者が一体となって、業務規程の見直し等に対応していくことが必要である。

議題4 HACCP手法による衛生管理の制度化について

厚生労働省は、フードチェーンを通じた食品の安全性を向上させる観点から、「国際標準」となっているHACCP手法を取り入れた衛生管理の制度化を目指している。平成29年9月14日に「食品衛生の国際標準化に関する検討会」を開催し、制度化に向けての検討・協議を始めている。

その基本的な考え方は、①食品の製造・加工、調理、販売などを行う食品事業者を制度化の対象とする、②と畜場及び食鳥処理場は、コーデックスHACCPの7原則を要件とする基準（厚生労働省では、「A基準」と呼称）を適用することとしている。

このHACCP制度化に対する食肉卸売市場としての対応について、検討・協議を行った。

<検討・協議の概要>

- 食肉市場では、と畜・解体、せり、内臓の取扱い、部分肉処理などの複数の部門の対応が必要になる。施設内の全部門にまとめてHACCP手法を導入するのか、特定部門を先行させるのかがポイントになる。
- 数多くの組織体が食肉市場内で事業活動を行っており、共通認識の醸成と組織間の連携確保がHACCP導入の課題となる。
- 荷受業者以外の者が、市場の施設内で「部分肉処理」を担当している。部分肉処理部門の対応が課題となる。
- 義務化によって、都道府県の衛生担当部局の指導・監督が行われることになるが、全国共通の判断基準が重要である。厳しいところと柔軟な対応をしてくれるところで食肉市場の負担が大きく異なってくる。
- 食肉市場向けのHACCP導入のための冊子が必要である。
- 施設建設後年数が経過した施設では、施設整備の必要性が課題となる。施設整備を最小限にとどめるためには、職員の教育・研修による力量の確保と食品衛生に関する意識向上がポイントとなる。
- 各市場のHACCP導入状況、今後の導入の見込について、協会が実施した調査結果では、対応済みの市場は、9市場にとどまり、現在、平成30年4月を目指して作成に取り組んでいる市場が多数を占めている。
- 平成30年の通常国会に食品衛生法などの改正法案が審議されることになるが、法律の改正案を入手するとともに、法律施行までの猶予期間を考慮しながら、HACCP導入を進めていく必要がある。この場合、適切な猶予期間が必要であるとの認識が示された。

議題5 放射性物質の検査対応について

福島原子力発電所事故から6年が経過するとともに、生産段階における汚染防止の取り組みなどから、食肉から「基準値」を超えるセシウムは、検出されなくなっている。また、原子力災害対策本部が平成29年3月24日に示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、検査対象自治体、検査対象品目の必要な見直しを行う必要があるとし、牛肉については、「岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県」を対象に3か月に1回程度のモニタリング検査を行う」との方向性を示した。

しかし、一昨年から関係団体が行っている「自主検査終了」の活動成果は、ごく限られた地域に限定され、いまだ、多くの地域、事業者で「セシウム検査」の実施を余儀なくされている。これまでの各市場の見直しの成果と今後の方向について、検討・協議した。

<検討・協議の概要>

- 購入サイドから安心感を得るために「セシウムの残留検査」を求められている。当面、検査を見直したくても実施できない状況にある。
- 買参人から依頼があれば、有料で検査を実施している。全体の10%に相当する牛肉を検査している。
- 検査料金の徴収は、検査実施要請の抑止力にはなるが、「市場で買わない」と言われるとつらい。
- 買参人を確保するために、検査を終了できない。大手小売りサイドから、検査継続を求められているのだろう。
- モニタリング調査対象以外の一部の都道府県でも厚生労働省に「全頭検査の実施」計画を提出している。検査を終了したくても終了できない状況にある。
- 今後とも「検査見直し」に向けて、関係者の理解・協力をえるための活動を行っていくことを確認した。

議題6 豚肉の脂肪交雑判定について

これまでわが国では豚肉のロース断面の脂肪交雑の程度を客観的に評価する基準がなかったが、筋肉内脂肪が多い豚肉を取り扱う関係者から、豚肉の脂肪交雑を評価してほしいとの要望が（公社）日本食肉格付協会（以下「日格協」という。）に対し寄せられてきた。今般、（独）家畜改良センターと日格協が共同で開発してきた豚肉脂肪交雑基準（ポーク・マーブリング・スタンダード（P. M. S.））が作成されたことから、平成30年1月から、希望者に対し、「脂肪交雑判定」が実施されることとなった。このことについて、意見交換を行った。

<意見交換の概要>

- 判定を希望する豚肉の出荷者や流通業者が、日格協に対し判定を依頼する。
- P. M. S. 判定の料金（1頭50円（税込））は、判定希望者が日格協に支払う。
- P. M. S. の判定は、当面は、部分肉処理も同一施設内で行う食肉センターでの対応になると思われる。

平成29年度情報提供サービス向上検討委員会委員名簿（敬称略）

委員氏名	所属	役職等
（有識者関係）		
木下良智	（公社）日本食肉格付協会	理事
沖浩幸	（公財）日本食肉流通センター	常務理事
関根隆夫	（一社）食品需給研究センター	常務理事
米澤達樹	東京食肉市場卸商協同組合	専務理事
伊藤剛志	（一社）日本畜産副産物協会	専務理事
（卸売業者関係）		
大友一治	仙台中央食肉卸売市場株式会社	常務取締役
狩谷哲夫	東京食肉市場株式会社	専務取締役
藤瀬一洋	名古屋食肉市場株式会社	常務取締役
岸下尊彦	大阪市食肉市場株式会社	常務取締役
水谷浩之	神戸中央畜産荷受株式会社	取締役
山本三男	福岡食肉市場株式会社	常務取締役
林源太郎	佐世保食肉センター株式会社	常務取締役
山本達雄	（公社）日本食肉市場卸売協会	専務理事